

重度障がい者に対する医療的ケア(痰の吸引、経管栄養)が必要な介護事業所のみなさまへ

令和6年度 介護職員等のたん吸引等研修 開催要綱

～特定の利用者の方を対象(第3号研修)～

「介護職員等のたん吸引等研修」は、介護福祉施設・事業所、居宅等において、介護職員が痰の吸引や経管栄養等、医療的ケアを適切に行うために必要な知識や手技等を学ぶ研修です。

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第4条に定められた法定研修です。

障害者支援施設等において、利用者が限定される場合は「第3号研修」の対象となります。

参加費無料

無料で痰の吸引等、必要な医療的ケアの知識・技術を学ぶことができます。
テキスト代は自己負担です。

短期間で修得可能

基本研修を講義が8時間、シミュレーター演習が2時間の合計10時間で修得可能です。実施研修(演習)の実施回数は、連続2回の成功で修了できます。

経験豊富な講師陣

経験豊富な講師陣から、医療的ケアを実施するために必要な知識や手技等をしっかりと学ぶことができます。

1 基本研修の開催回数・定員・日程・会場

開催回数	開催日程・会場
第1回 定員 50名	日程 6月13日(木)～6月14日(金) 会場 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)
第2回 定員 50名	日程 11月21日(木)～11月22日(金) 会場 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)

2 受講対象者

道内の障害者(児)サービス事業所、障害者(児)施設等(病院及び診療所を除く。)において、福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等。介護業務以外の専任の管理責任者、相談支援従事者等は対象外です。

3 研修費用

無料(ただし、研修テキスト代は自己負担)

4 申込対象事業所・施設

以下のいずれも満たす者としてします。

- (1) 登録特定行為事業者、又は登録特定行為事業者と同様の登録基準を満たすことができる施設・事業所（病院及び診療所を除く）。施設・事業所には、喀痰吸引等を必要とする幼児・児童・生徒が通園・通学する保育所、特別支援学校等も含む。
 - (2) 道社協からの委託を受けて実地研修（実習）を修了した上で、令和7年3月14日（金）（消印有効）までに実地研修の実施報告書を道社協に提出できること。
 - (3) 実地研修（実習）の指導に当たる看護師等の「実地研修指導講師」を確保できること。
 - (4) 実地研修（実習）の実施に当たって、医師の協力が得られること。
- ※(1)の同様の登録基準並びに(3)の実地研修指導講師の概要については、最終ページのQ&Aをご参考ください。

5 研修内容

たん吸引等に必要な基礎知識を、基本研修及び実地研修で習得します。

区分		研修内容
基本 研 修	講義 (8時間)	① 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 2時間 ② 喀痰吸引に関する講義 3時間 ③ 経管栄養に関する講義 3時間
	筆記試験	講義課程の修得程度の審査のため講義終了後に実施します。 (出題数:四肢択一 20 問、試験時間:30 分)
	シミュレーター演習 (2時間)	手順の確認等のイメージをつかむことを目的とし、評価は行わない。 ① 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部) 1時間 ② 経管栄養(胃ろう、経鼻経管栄養) 1時間
	現場演習	実地研修の序盤に、利用者のいる実際の現場(居宅等)において、実地研修指導講師が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習を実施し、プロセスの評価を行います。
実地研修		実地研修は、実地研修指導講師の指導の下、利用者ごとに次に掲げる特定の行為ごとに実施します。 ① 口腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸療法手順) ② 鼻腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸療法手順) ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順又は侵襲的人工呼吸療法手順) ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下又は半固形栄養剤) ⑤ 経鼻経管栄養

6 基本研修免除の対象条件

次の条件に該当する者は基本研修が免除となり、実地研修から研修受講が可能です。
実地研修を実施する前に、必ず基本研修免除申請の手続きを行ってください。

基本研修免除の対象条件	免除範囲	提出書類
道社協が実施した「介護職員等のたん吸引等研修(特定の者を対象とする研修)」において基本研修を受講し、利用者の追加等に伴い新たに実地研修を受講する者	基本研修の全過程	次の書類を提出(郵送) ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書」(別紙様式2)
重度訪問介護従事者養成研修統合過程の受講者		次の2種類の書類を提出(郵送) ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書」(別紙様式2) ②「重度訪問看護従事者養成研修(統合過程)修了証明書」の写し

7 研修テキスト

本研修では、次のテキストを使用します。研修開始前までに各自購入していただきます。
購入方法は、専用申込書を受講決定通知に同封します。

- ・『新版 第三号研修(特定の者対象)のための喀痰吸引等研修テキスト』

編集:一般社団法人全国訪問看護事業協会

発行:中央法規出版

価格:3,080円(税込)

【注意】内容改訂に伴い、令和元年度まで使用していたテキストは使用できません。



8 申込方法

基本研修受講希望者は、次の書類に必要事項を記入の上、郵送または持参により申し込んでください。

- ①「受講申込書」(別紙様式1-1)
- ②「受講申込者調書」(別紙様式1-2)

なお、基本研修免除希望者は、「6 基本研修免除の対象条件」を参照の上、必要書類を郵送又は持参により申し込んでください。

受講申込書等については、本会 WEB サイトからダウンロードしてください。

http://www.dosyakyu.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

「喀痰吸引等研修事業について」→「特定の者を対象とする研修[第3号研修]について」→(1) 受講申込に関すること→別紙様式 1-1 受講申込書、別紙様式 1-2 受講申込者調書

9 申込期間、受講可否、実施報告書提出日

開催回数	申込期間等	実施報告書 提期限日
【第1回】	・申込期間:令和6年4月5日(金)~5月10日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年5月中旬通知予定	令和7年 3月14日(金) までに提出 ※当日消印有効
【第2回】	・申込期間:令和6年6月3日(月)~10月11日(金)※当日消印有効 ・受講可否:令和6年10月中旬通知予定	
基本研修 免除者	・申込期間:令和6年4月5日(金) ~令和7年2月28日(金)※当日消印有効 ・受講可否:随時通知	

10 修了証書の交付

実施報告書の内容確認後、修了した行為の修了証明書が交付されます。

11 申込み・問合せ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 研修部 研修課 たん吸引等研修担当
電話 011-241-3983(受付時間 8:45~17:30、土日・祝日を除く)
FAX 011-271-0459

北海道社会福祉協議会
喀痰吸引等研修事業
専用ページ



http://www.dosyakyo.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

12 申込から研修終了までの流れ

STEP1	受講申込書の提出	申込書類一式を申込期間内に提出してください。 【基本研修の場合】 ①「受講申込書」(別紙様式1-1)、②「受講申込者調書」(別紙様式1-2) 【基本研修免除の場合】⇒提出後は「STEP5」へ進みます。 ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書」(別紙様式2) ②重度訪問介護従事者養成研修統合課程の修了者は、「重度訪問看護従事者養成研修(統合過程)修了明書」の写し
STEP2	受講決定・資料の送付	受講決定の可否と集合研修の注意事項等を送付します。 その際に研修テキストの購入方法をお知らせします。 研修開始前までに必ず購入してください。
STEP3	集合研修(講義・演習)	会場にて講義・演習を受講します。演習では、シミュレーターを用いた喀痰吸引、経管栄養の実技を行います。
STEP4	筆記試験	医療的ケアの知識の修得程度を審査するために、筆記試験を行います。筆記試験合格者のみ、実施研修(実習)に進むことができます。再試験は1回のみ認められます。
STEP5	実地研修実施依頼文の受領	筆記試験合格者及び基本研修免除者には、道社協より施設・事業所あてに実地研修実施依頼文が送付されます。依頼文が届くまでは実地研修を始めるように注意してください。
STEP6	実地研修実施承諾書の退出・実地研修の実施	施設・事業所は、実地研修実施依頼文を受領後、「実地研修実地承諾書(別紙様式3)」を道社協あてに提出します。提出後は実地研修指導看護師の指導により実地研修を開始してください。
STEP7	実地研修実施報告書等の提出	施設・事業所は、実地研修終了後、①「実施研修実施報告書(別紙様式4)」、②該当する「基本研修(演習)評価票」を道社協に提出します。提出期限は令和7年3月14日(金)です。提出期限を過ぎた場合、修了証明書は発行できませんので、計画的に実地研修を進めてください。やむを得ない事情により実地研修を中止する場合は、「実地研修中止届出書」を提出してください。
STEP8	修了証明書の受領	実地研修実施報告書等の内容を確認後、修了証明書を発行・送付します。

STEP9

登録特定行為事業者等の申請

修了証明書が届いたら、各自で北海道に認定特定行為業務従事者認定・登録特定行為事業者登録の申請を行ってください。

※研修が修了したとしても、各申請を行っていない場合は、業務として喀痰吸引を実施することはできません。

13 研修プログラム

日程	時間	科目・内容等	時間数	
1日目	9:00	受付		
	9:30	オリエンテーション		
	10:00 ～ 12:00	●重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 1) 障害保健福祉制度の概要 2) 喀痰吸引等制度の成り立ち 3) 重度障害児・者についての理解 4) 喀痰吸引等制度の運用	2時間	
	昼食休憩(60分)			
	13:00 ～ 16:00	●喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 ●緊急時の対応及び危険防止に関する講義 1) 感染予防 2) 呼吸の仕組みと呼吸障害 3) 喀痰の吸引	3時間	
	休憩(10分)			
	16:10 ～ 17:10	★シミュレータ演習(喀痰吸引)	1時間	
2日目	9:00 ～ 12:00	●喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 ●緊急時の対応及び危険防止に関する講義 4) 健康状態の把握 5) 経管栄養	3時間	
	昼食休憩(60分)			
	13:00 ～ 14:00	★シミュレータ演習(経管栄養)	1時間	
	休憩(20分)			
	14:20 ～ 15:00	★筆記試験の実施 ①試験説明 14:20～14:30 ②筆記試験 14:30～15:00		

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」とは何ですか？

介護職員等によるたん吸引等の業務を行う事業者は、事業所ごとに都道府県知事に登録を受けなければなりません。登録事業者には2種類あります。

- ・登録喀痰吸引等事業者

介護福祉士により喀痰吸引等の業務を行う事業者（介護福祉士に対する実地研修の実施体制が整備されている事業者）

- ・登録特定行為事業者

認定特定行為業務従事者により喀痰吸引等の業務を行う事業者

※認定特定行為業務従事者は、医師の指示の下、喀痰吸引等の特定行為を行うことができる介護職員等です。都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者です。

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」の登録基準とはどのようなものですか？

登録事業者として登録を受けるには、登録基準（「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の5第一項及び第二項）を満たす必要があります。登録基準については、本会WEBサイトをご参考ください。

http://www.dosyakyo.or.jp/kaigosyoku_ikoui/index.html

「喀痰吸引等研修事業について」→「不特定多数の者を対象とする研修〔第1号研修及び第2号研修〕について」→（1）受講申込に関すること→別紙1 登録特定行為事業者の登録基準

Q 実地研修（実習）の指導者の資格は？

実地研修（実習）の指導にあたる講師は、医師、保健師、助産師または看護師（准看護師は除く）で、次の指導者講習等のいずれかを受講していることが必要です。

①平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による指導者養成事業（自己学習）

②平成24年度から道社協が実施している「介護職員等のたん吸引等研修指導者養成講習（自己学習）」

上記のいずれも受講していない場合は「指導者養成講習（自己学習）開催要綱」により受講申込をしてください。